



教員養成制度整備方針

要旨

制度を確立し教育愛にめざめた眞に優良な教員を確保するには國が
教員養成の責に任ずる要がある就ては教育刷新委員会の審議に基づ
き根本的に制度改善の要を認めるが差當り昭和二十二年度は左の方
針に依り整備するものとする。

方法

- 1. 現行師範教育制度のまゝに於て整備を圖る
- 2. 軍用施設等の轉用に依り敷地、建物等設備に餘裕あるものについ
ては左の方針に依り擴充を圖る
 - (イ) 教員需要の増加を勘案して若干の増募を認める
 - (ロ) 附屬學校の新設を認める
 - (ハ) 青年師範學校の女子部新設を認める
- 3. 實業學校教員養成所に於ては學科に依り生徒募集員数を縮少する
- 4. 青年師範學校教職員の刷新充實を圖る

- 5. 各學校とも學科課程に修正を加へる
- 6. 各學校とも設備の充實を圖る
- 7. 其、他

- (イ) 給費制度、卒業者の服務義務年限制度、師範學校豫科制度、教
員檢定制度に検討を加へる
- (ロ) 各師範學校に教育相談所を設ける
- (ハ) 地區別師範學校再教育協議會を組織する
- (ニ) 私立中等學校恩給財團、日本教育會の國庫補助金を増額する
- (ホ) 教育研修所の研究調査費を増額する



5-3
4

山崎 10